

にかほ市地球温暖化防止実行計画  
(第3期計画)

平成30年3月

## 第1章 本計画の基本的事項

- 1-1 計画策定の背景
- 1-2 旧計画の推進状況
  - (1) 旧計画の概要
  - (2) 旧計画における温室効果ガス排出量の推移及び目標達成状況
- 1-3 基本事項
  - (1) 計画の位置付け
  - (2) 対象となる事務・事業の範囲

## 第2章 温室効果ガス排出量削減の目標及び取組方針

- 2-1 温室効果ガスの削減目標
- 2-2 目標達成のための具体的な取り組み

## 第3章 推進と点検・評価等

- 3-1 本計画の推進体制
- 3-2 実施状況の点検・評価
- 3-3 公表
- 3-4 職員の意識啓発

## 第1章 本計画の基本的事項

### 1-1 計画策定の背景

にかほ市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第20条の3の規定に基づき、平成20年3月に「にかほ市地球温暖化防止実行計画」、また平成25年3月に第2期計画を策定し、市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出の抑制に取り組んできました。

本計画は、「にかほ市地球温暖化防止実行計画 第3期計画」として、近年における温対法による温室効果ガス排出量「算定・報告・公表制度」や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」による届出制度、また「秋田県地球温暖化対策推進条例」などにより、地方自治体においても制度の対象となったことに伴い、市の事務及び事業における温暖化対策やエネルギー使用の合理化（以下「省エネルギー」という。）について、対応が必要とされています。

このような状況を鑑み、様々な計画等との連携を図りつつ、さらに温暖化対策の強化・推進するために策定するものであり、一体的な対策を講じる際の位置付けとなります。

### 1-2 旧計画の推進状況

#### (1) 旧計画の概要

温対法に基づく「地方公共団体実行計画」として、「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、市の事務及び事業についてより一層の温室効果ガスの排出の抑制に取り組むべく、平成20年3月に策定しました。また、平成25年3月には、第2期計画を策定し、引き続き取り組みを進めてきました。

計画期間：平成25年度から平成29年度までの5年間

基準年度：平成23年度

対象範囲：市が自ら行う事務及び事業

（ただし、外部委託等により実施する事務及び事業は対象外）

削減目標：1～5%削減（年間0.2～1%削減）

#### (2) 旧計画における温室効果ガス排出量の推移及び目標達成状況

本市においては、旧計画同様、第2期計画でも、地球温暖化への直接的影響が9割以上を占める二酸化炭素のみを対象とし、再生可能エネルギーの啓発・普及を推進することによるエネルギー消費量の削減の方針及び低公害車等の導入を率先的に行うことなど環境に配慮した事業実施を考慮し、事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。また、平成23年度からの継

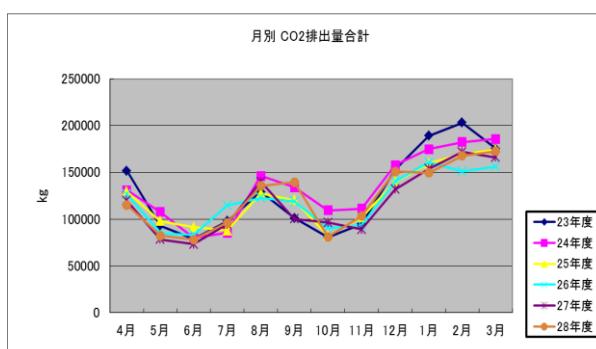
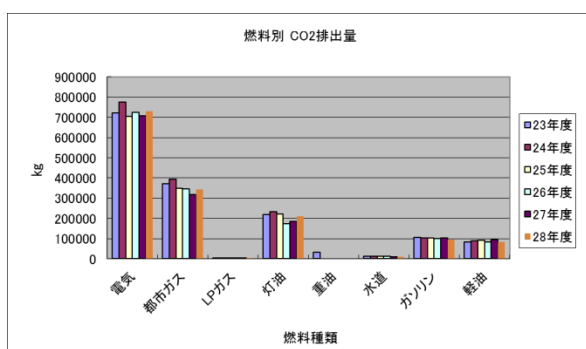
継続取り組みとして夏・冬期間に電気量の削減目標を施設別に掲げ節電行動を実践しております。

その結果、平成 28 年度における市の事務及び事業に伴う CO2 総排出量は、基準年度(23 年度)に対して 4.8%削減し、1,472t-CO2 となっており、計画目標である「CO2 排出量を、基準年度から平成 29 年度までの 5 年間で 1~5%削減」を達成しております。【表 1】

【表 1】

	H23年度		H25年度		H26年度		H27年度		H28年度	
	CO <sub>2</sub> 排出量	CO <sub>2</sub> 排出量 占有率(%)	CO <sub>2</sub> 排出量	削減率(%)	CO <sub>2</sub> 排出量	削減率(%)	CO <sub>2</sub> 排出量	削減率(%)	CO <sub>2</sub> 排出量	削減率(%)
電気	721,137	46.58	704,905	-2.25	724,346	0.44	706,221	-2.07	730,632	1.32
都市ガス	372,054	24.03	348,676	-6.28	346,982	-6.74	316,858	-14.84	343,856	-7.58
LPガス	1,700	0.11	1,486	-12.59	1,427	-16.06	1,303	-23.35	1,207	-29.00
灯油	218,715	14.13	220,509	0.82	174,095	-20.40	183,908	-15.91	210,008	-3.98
重油	32,400	2.09	0	-100.00	0	-100.00	0	-100.00	0	-100.00
水道	11,562	0.75	12,256	6.00	12,896	11.54	11,051	-4.42	10,587	-8.43
ガソリン	106,561	6.88	103,736	-2.65	99,674	-6.46	102,432	-3.87	94,523	-11.30
軽油	83,947	5.42	90,936	8.33	84,451	0.60	93,463	11.34	81,908	-2.43
合計	1,548,076	100.00	1,482,504	-4.24	1,443,871	-6.73	1,415,236	-8.58	1,472,721	-4.87

平成 28 年度の CO2 排出割合では、電気が 50%、都市ガス 24%が半数を占めており、基準年度から比較すると、電気が 21%増加、都市ガスが 8%削減となっております。



平成 28 年度において、平成 23 年度の東日本大震災により東北電力管内の電力供給能力が減少し、突発的な大規模停電の発生や計画停電の実施が懸念されたことによる重点的な節電対策と比較するため、電気における CO2 排出量は増加しております。

旧計画に提示する主要項目内、電気、都市ガス、水道、ガソリン、軽油の CO2

排出量の削減目標値について、各1～5%を削減するものとしており、平成28年度の実績値では、ガソリン・軽油を除くすべての燃料種別において、目標が達成しております。

公用車の運行のガソリン・軽油の使用量におけるCO2排出量の減少については、率先して電気自動車・低公害対策車を導入、エコドライブ推進に取り組んでいることもあり、ガソリンの削減が目標より大幅に達成しております。

今後も継続して公用車の運行によるCO2排出量の削減に努めてまいります。

旧計画で提示する市役所3庁舎での電気・ガス・水道3項目の基準年度に対する平成28年度燃料使用量については、次のとおりとなっております。【表2】

【表2】

項目	年度	象潟庁舎	金浦庁舎	仁賀保庁舎	合計	削減率(%)
電気 (kWh)	平成23年度	270,241	123,755	141,855	535,851	-4.96
	平成28年度	255,897	115,779	137,623	509,299	
都市ガス (m <sup>3</sup> )	平成23年度	38,888	12,634	13,315	64,837	-0.95
	平成28年度	39,239	12,879	12,101	64,219	
水道 (m <sup>3</sup> )	平成23年度	1,538	709	854	3,101	-7.90
	平成28年度	1,441	726	689	2,856	

また、3庁舎による平成28年度CO2排出量は323トンであり、基準年度と比較して、3.4%削減されております。【表3】

【表3】

項目	庁舎別	H23年度		H25年度		H26年度		H27年度		H28年度	
		CO <sub>2</sub> 排出量	削減率(%)	CO <sub>2</sub> 排出量	削減率(%)	CO <sub>2</sub> 排出量	削減率(%)	CO <sub>2</sub> 排出量	削減率(%)	CO <sub>2</sub> 排出量	削減率(%)
電気	仁賀保	53,905	-1.42	53,140	-1.27	53,222	-1.27	51,360	-4.72	52,297	-2.98
	金浦	47,027	-3.43	45,416	-5.08	44,640	-5.08	46,291	-1.57	43,996	-6.45
	象潟	102,692	-0.93	101,732	-5.70	96,838	-5.70	90,369	-12.00	97,241	-5.31
都市ガス	仁賀保	26,630	-2.67	25,918	-16.36	22,274	-16.36	23,530	-11.64	24,202	-9.12
	金浦	25,268	7.93	27,272	-11.37	22,396	-11.37	22,494	-10.98	25,758	1.94
	象潟	77,776	-4.90	73,966	-12.99	67,670	-12.99	57,056	-26.64	78,478	0.90
水道	仁賀保	495	8.48	537	-9.09	450	-9.09	392	-20.81	400	-19.19
	金浦	411	-10.95	366	4.38	429	4.38	414	0.73	421	2.43
	象潟	892	-3.48	861	5.04	937	5.04	878	-1.57	836	-6.28
合計	仁賀保	81,030	-1.77	79,595	-6.27	75,946	-6.27	75,282	-7.09	76,899	-5.10
	金浦	72,706	0.48	73,054	-7.21	67,465	-7.21	69,199	-4.82	70,175	-3.48
	象潟	181,360	-2.65	176,559	-8.78	165,445	-8.78	148,303	-18.23	176,555	-2.65
合計		335,096	-1.76	329,208	-7.83	308,856	-7.83	292,784	-12.63	323,629	-3.42

対象 19 施設のうち 10 施設において、平成 28 年度 CO2 排出量は削減されておりますが、一方、院内診療所、象潟保健センター、象潟公民館、象潟体育館、象潟郷土資料館、金浦公民館、図書館こびあ、仁賀保勤労青少年ホーム、消防本部は、平成 28 年度 CO2 排出量が増加しております。

CO2 排出量が増加した施設については、休日の勤務やスポーツ大会等の事業が行われる施設が多く、夏期や冬期の冷暖房の使用量の増加によることが原因と推察できます。【表 4】

No.	施設名	年度	CO2排出量(kg)	H23年度比(%)
1	象潟庁舎	23年度	181,360	-2.65
		28年度	176,555	
2	金浦庁舎	23年度	72,751	-3.54
		28年度	70,175	
3	仁賀保庁舎	23年度	81,030	-5.10
		28年度	76,899	
4	小出診療所	23年度	24,073	-0.91
		28年度	23,854	
5	院内診療所	23年度	11,968	2.27
		28年度	12,240	
6	象潟保健センター	23年度	12,934	2.18
		28年度	13,216	
7	金浦保健センター	23年度	14,417	-31.53
		28年度	9,872	
8	スマイル	23年度	181,332	-13.44
		28年度	156,966	
9	象潟公民館	23年度	24,528	27.86
		28年度	31,362	
10	象潟体育館	23年度	22,502	18.71
		28年度	26,712	
11	象潟郷土資料館	23年度	6,649	32.91
		28年度	8,837	
12	金浦公民館(青少年ホーム)	23年度	51,878	1.92
		28年度	52,873	
13	白瀬記念館	23年度	89,966	-23.85
		28年度	68,508	
14	図書館こびあ	23年度	45,660	9.94
		28年度	50,198	
15	むらすぎ荘	23年度	98,603	-28.81
		28年度	70,199	
16	仁賀保勤労青少年ホーム	23年度	105,252	10.81
		28年度	116,633	
17	フェアイト子ども科学館	23年度	154,091	-21.33
		28年度	121,228	
18	ガス水道局	23年度	32,338	-7.42
		28年度	29,938	
19	消防本部	23年度	146,241	23.10
		28年度	180,028	

【表 4】

公用車の使用燃料状況及び CO2 排出量の推移について、次のとおり示します。

【表 5】

業務に応じ、年度ごとにおける走行距離及び公用車の増減及び燃費に増減があり、目立った改善効果は得られていない状況です。

【表 5】

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ガソリン車	走行距離	552,651	523,457	561,283	549,092	578,202	539,432
	使用量	46,331	44,772	45,102	43,336	44,536	41,097
	燃費	11.9	11.7	12.4	12.7	13.0	13.1
軽油車	走行距離	207,053	188,890	184,285	175,215	191,976	184,270
	使用量	32,287	33,744	34,976	32,481	35,947	31,503
	燃費	6.4	5.6	5.3	5.4	5.3	5.8
CO2排出量		174,606	187,868	188,647	167,473	159,988	145,291

### 1-3 基本事項

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、温対法に基づく実行計画であり、平成20年3月に策定された実行計画の第3期計画とします。

計画期間：平成30年度から平成34年度までの5年間

基準年度：平成28年度

対象範囲：市が自ら行う事務及び事業（ただし、外部委託等により実施する事務及び事業は対象外）

削減目標：1～5%削減（年間0.2%～1%削減）

平成28年度を基準とし、基準年度と同値以上を目指す。

対象とする温室効果ガス：温対法第2条第3項に規定する次に掲げる6種類のガスが削減対象とします。ただし、旧計画と同様、地球温暖化への直接的影響が9割以上を占める二酸化炭素のみを対象とし、その削減に努めます。

#### (2) 対象となる事務・事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、市が行う事務及び事業とし、次に掲げる施設等を対象とします。基準年度において存在しない施設や計画の期間内に開設した施設は含めないものとします。また、管理を外部に委託する等により実施するもの（各種財団、社団等への委託事業を含む）については対象外とします。その場合でも受託者等に対して、温室効果ガスの排出抑制のための措置を講じるよう要請するものとします。廃棄物処理関連の施設については、事務・管理部門を除き含めないこととします。

また、公用車については、作業用車両（除雪車、ローダー、グレーダー等）を除く全車両を対象としますが、対象としない車両についても温室効果ガスの排出抑制に努めるものとします。

なお、計画推進のため、新たに加える施設・公用車や除外される施設・公用車など、変更が生じた場合は、必要に応じて適応するものとします。

【表5】 対象とする施設及び管理担当部・課名

No	施設名	管理担当部・課名
1	象潟庁舎	総務部 総務課
2	金浦庁舎	農林水産建設部 市民サービスセンター
3	仁賀保庁舎	市民福祉部 市民課
4	小出診療所	市民福祉部 小出診療所
5	院内診療所	市民福祉部 院内診療所

6	象潟保健センター	市民福祉部 健康推進課
7	金浦保健センター	市民福祉部 健康推進課
8	スマイル	市民福祉部 健康推進課
9	象潟公民館	教育委員会 象潟公民館
10	象潟体育館	教育委員会 スポーツ振興課
11	象潟郷土資料館	教育委員会 文化財保護課
12	金浦公民館	教育委員会 金浦公民館
13	白瀬南極探検隊記念館	教育委員会 白瀬南極探検隊記念館
14	図書館こびあ	教育委員会 図書館こびあ
15	仁賀保公民館	教育委員会 仁賀保公民館
16	仁賀保勤労青少年ホーム	教育委員会 仁賀保勤労青少年ホーム
17	フェライト子ども科学館	教育委員会 フェライト子ども科学館
18	ガス水道局	ガス水道局 管理課
19	消防本部	消防本部 総務課

## 第2章 温室効果ガス排出量削減の目標及び取組方針

旧計画期間において温室効果ガス削減に取り組んできましたが、公共施設が率先して削減に取り組む役割は大きく、引き続き本計画により推進します。

### 2-1 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの排出状況から、旧計画と同様に二酸化炭素の排出量の削減に重点を置き、二酸化炭素の主な排出要因である電気・ガス及び燃料の使用について、数値目標を設定し使用量削減に取り組みます。削減目標は、平成28年度実績を基準とし、平成30年度から平成34年度までに同値以上1%から5%削減することを目指します。なお、公用車の運行によるガソリン・軽油のCO2削減については、重点的に行うこととします。【表6】

【表6】

排出要因	平成28年度 実績(kg)	平成34年度目標(kg)			
		削減率1%		最大削減率5%	
電気	730,632	723,326	-7,306	687,159	-43,473
都市ガス	343,856	340,417	-3,439	323,397	-20,459
LPガス	1,207	1,195	-12	1,135	-72
灯油	210,008	207,908	-2,100	197,513	-12,495
重油	0	0	0	0	0
水道	10,587	10,481	-106	9,957	-630
ガソリン	94,523	93,578	-945	88,899	-5,624
軽油	81,908	81,089	-819	77,034	-4,874
合計	1,472,721	1,457,994	-14,727	1,385,094	-87,627



## 2-2 目標達成のための具体的な取り組み

本計画の目標達成には、職員一人ひとりが効果的な CO2 削減となるポイントを知り、地道に実践的な行動をすることが不可欠です。そのための目標として、職員は、【日常において1人1日1kg以上のCO2削減】を目指すこと。

にかほ市全職員 299 人（平成 29 年 4 月 1 日現在、特別職・非常勤除く）が、年間を通じて実践することにより、「299 人×1kg×365 日＝109,135kg」の CO2 が削減されることとなります。これは、にかほ市役所仁賀保庁舎や金浦庁舎で年間に排出する CO2 排出量を上回る削減量となります。

建物等におけるエネルギー使用量を削減するポイントには、エネルギー使用状況を把握し、それを職員全員で共有し省エネルギーの意識を向上することにより、効率的な運用改善を図ります。

### 1) 省資源・省エネルギーの推進

取組項目	実施項目	具体的な活動
電気の使用抑制	室内温度の適切管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコンは、温度及び湿度の徹底管理により数値における不快指数 80%以上の場合において稼動すること。（庁舎・施設管理者の判断による）</li> <li>・スーパークールビズを推進し、冷房中の室温は、28℃に徹底する。</li> <li>・エアコンの稼動時間を通常時の 2 時間短縮する。</li> <li>・コンピュータ室の性能が確保できる範囲で可能な限り設定温度を調整すること。</li> <li>・利用していない会議室の冷暖房のつけっぱなしに注意を払うこと。</li> <li>・日射を遮るためのブラインド等の活用及び風通しを良くすることで、室内環境を配慮し室温の上昇を抑えること。</li> <li>・暖房中の室温は、20℃に徹底するなど適切な空調の使用、管理を行うこと（庁舎・施設管理者の管理による）。過剰な暖房を防ぐため、室温下で快適に過ごせるように「ウォーム・ビズ」を履行すること。</li> <li>・電気ストーブ等の暖房機器を使用しないこと。</li> <li>・勤務時間外等においては、ガスストーブを利用すること。</li> <li>・夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃がさないようにすること。</li> </ul>
	電気機器の徹底管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷蔵設備の設定を状況に応じて“弱”とし、管理温度を徹底すること。</li> <li>・長期に使用しない電気機器は電源プラグを抜き、待機電力</li> </ul>

		<p>量を控えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気ポットの使用を控えること。またコーヒーマーカーなど使用時以外は電源プラグを抜き、待機電力を控えること。</li> </ul>
	OA 機器の省エネルギー実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議や外出など長時間において退席する際には、パソコンをシャットダウンすること。5分以上離席する場合はスタンバイ又は休止状態にすること。</li> <li>・ディスプレイ画面の明るさを業務作業に支障がない範囲に調整すること。</li> <li>・退庁時には、業務に支障のない範囲でプリンター、コピー機等のOA機器の電源を確実に消すこと。</li> <li>・使用していないOA機器のプラグは抜いて業務に支障のない範囲で待機電力を削除すること。</li> </ul>
	消灯の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・晴天時状況に応じて、窓口カウンター上部等を除いて照明を消灯するなど自然光を活用すること。</li> <li>・昼休み及び夜間における照明は、業務上に必要な箇所を除き、消灯を徹底すること。</li> <li>・廊下・ロビーなどの共用部分について、業務に支障ない範囲で消灯を実施すること。</li> <li>・使用していない会議室・休憩室の消灯を徹底すること。</li> </ul>
	エレベータの運用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷台を利用するなど必要な場合を除き、職員はエレベータで昇降せず階段を利用すること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機の設置台数の見直しや、省エネ型の自動販売機への切り替えを行うこと。</li> <li>・消費電力の大きな電気機器の使用や複数同時の使用を控えること。</li> <li>・事務の効率化に努め、残業時間の削減すること。</li> <li>・ノー残業デーの徹底を図ること。</li> </ul>
ガスの使用抑制	ガス使用量の管理徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お湯を沸かす時は、必要な量を必要な時間で沸かすようにする。</li> <li>・食器等の洗浄の際は、支障のない範囲で低めの温度設定にする。</li> </ul>
水の使用抑制	水使用量の管理徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめに水道栓を閉める。</li> <li>・トイレ用水、洗面所等の水量・水圧を調整する。</li> <li>・公用車の洗車などで水を使う際は、ホースを使わずバケツを利用するよう努める。</li> </ul>
灯油・重油の使用抑制	灯油・重油使用量の管理徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーブやボイラー等の使用時間の短縮に心がける。</li> <li>・暖房は20℃以下に設定するよう心がける。</li> </ul>

## 2) 廃棄物の減量とリサイクル化の促進

取組項目	実施項目	具体的な活動
事務事業等による廃棄物の削減	コピー用紙の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両面コピー、両面印刷の実施を徹底する。</li> <li>・裏紙の利用を推進する。</li> <li>・会議等資料の簡素化、配布資料の部数の適正化を推進する。</li> <li>・重複資料を作らないようにする。</li> <li>・ミスコピーの削減に努める。</li> <li>・OA化及びメールの利用を推進し、紙使用量の削減に努める。</li> </ul>
	廃棄物の発生抑制（リデュース）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て製品の購入を控える。</li> <li>・納入業者に対して不要な包装を控えるよう要請する。</li> <li>・不要な包装材・梱包材・封筒等は業者に引取りを依頼する。</li> <li>・備品は長期にわたって利用できるよう取扱いに配慮する。</li> </ul>
	再使用の推進（リユース）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に支障のない限りで、反古紙の裏面を利用する。</li> <li>・包装材・梱包材は可能な範囲で再使用する。</li> <li>・コピー機やプリンターは、再使用可能なカートリッジを使用する。</li> <li>・封筒やファイル等使用可能な用品は再使用する。</li> </ul>
	分別と資源化の徹底（リサイクル）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別用ごみ箱を設置して、ごみの分別を推進する。</li> <li>・一時保管ストックヤードを確保する。</li> <li>・資源化ルートを確保する。</li> </ul>
個人の行動における廃棄物の削減	個人の廃棄物の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみを減量するために、昼食等に食べ残しがないように、適量の購入・持参に心がける。</li> <li>・マイバッグ・マイ箸の利用を進め、ごみとなる製品の購入を控える。</li> </ul>

## 3) 公用車の燃料削減の配慮

取組項目	実施項目	具体的な活動
自動車の適正運転の実施	走行量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2km以内の近距離移動は、支障のない限り、徒歩又は自転車を利用する。</li> <li>・目的地が重なる場合、課内や複数の課と調整して相乗りをする。</li> <li>・出かける前に走行ルートを確認し、無駄な走行を減らす。</li> <li>・バスなど公共交通機関の利用を検討する。</li> </ul>

	燃費の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発進は、5秒で時速20kmを目安に心がける。</li> <li>・車間距離は余裕を持って、交通状況に応じた安全な定速走行に努める。</li> <li>・早めにアクセルから足を離して、エンジブレーキを積極的に使う。</li> <li>・カーエアコンの使用を控える。</li> <li>・5分以上の停車中は車のエンジンを切る。</li> <li>・タイヤの空気圧をこまめにチェックし、適正に保つ。</li> <li>・不要な荷物は積まないようにする。</li> </ul>
車両の選択	低公害車等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車を更新又は新規に購入する際は、可能な限り低公害車及び低燃費車両、グリーン購入基準適合車を導入し、小型車やハイブリッドカー、BDF車への移行を検討する。また、アイドリングストップ機能が搭載された車両を選択する。</li> <li>・可能な限り、燃費の良い車両を優先的に利用する。</li> </ul>
その他	ガソリン等使用量の管理徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車使用後はすぐに、運転日報に走行量等を記録する。</li> <li>・定期的に車両ごとの燃費を確認する。</li> </ul> <p>(走行量÷燃料使用量)</p>

対象とする公用車総数 77 台に対して、現在の電気自動車及びハイブリット等の低公害車は 6 台、導入割合は 7 %に過ぎません。今後、公用車を更新する際には低公害車を率先して導入し、平成 34 年度までに導入割合を 15%に増加することを目標とし、同時に公用車の台数削減についても 5%削減することとします。

自動車の種別	台数				
	ガソリン車	電気自動車	ハイブリット車	軽油車	計
普通乗用	8	2	3		13
普通貨物	1			7	8
小型貨物	4				4
自家用乗合(市バス)				10	10
小型乗用	15		1		16
四駆貨物	17				17
四駆乗用	9				9
計	54	2	4	17	77

※平成29年度現在

自動車の種別	台数				
	ガソリン車	電気自動車	ハイブリット車	軽油車	計
普通乗用	6	1	6		13
普通貨物	1			6	7
小型貨物	3			3	6
自家用乗合(市バス)				10	10
小型乗用	14		4		18
四駆貨物	10				10
四駆乗用	9				9
計	43	1	10	19	73

※平成34年度目標

#### 4) グリーン購入の推進

取組項目	実施項目	具体的な活動
グリーン購入の推進	環境配慮物品購入の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用する物品については、エコマーク・グリーンマーク・エナジースター等の付いた物品の購入に努める。</li> <li>・市民配布用物品は、環境配慮物品とするように努める。</li> </ul>
再生紙利用の推進	再生紙購入の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙・チラシ等各種用紙の購入や印刷物は古紙配合率の高い用紙を使うよう努める。</li> </ul>

#### 5) 公共施設の建築等における環境配慮

取組項目	実施項目	具体的な活動
省資源・省エネルギーの推進	再生可能エネルギー利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオガス・太陽光・風力などの再生可能エネルギーを利用できる設備の導入について検討する。</li> </ul>
	省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱構造等省エネルギーに配慮した建築設計を行う。</li> <li>・省エネルギー型機器を積極的に導入する。</li> </ul>
	省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節水型機器を積極的に導入する。</li> <li>・雨水利用や使用水の再利用を検討する。</li> </ul>
緑化の推進	公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設における緑化を推進する。</li> <li>・可能な限り公共施設の緑地面積を増やす。</li> </ul>

#### 6) 公共事業における環境配慮

取組項目	実施項目	具体的な活動
環境に配慮した建築材料使用の推進	適正な材料使用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設副産物の再利用・リサイクルに努める。</li> <li>・熱帯材型枠の使用を制限する。</li> </ul>
環境に配慮した機器等の使用	適正な機器使用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事車両や建設機械等について、低公害型の仕様を発注先に要請する。</li> </ul>
環境に配慮した構造・工法の推進	適正な構造・工法の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の新設にあたっては、長期の使用が可能な高耐用性構造・工法を採用する。</li> </ul>

## 第3章 推進と点検・評価等

### 3-1 本計画の推進体制

本計画においては、旧計画と同様に推進本部及び主任推進員、推進員を設置することにより、各課または施設等の適切な単位において、電気、都市ガス、水道、自動車燃料といったエネルギー使用量の実態把握、削減に向けた取り組みの設定及びその実施状況の確認等を実施することで計画を推進します。

#### 1) 推進本部

推進本部長は、にかほ市長がこれにあたり、本計画の推進を図るため、推進本部を通じ全庁に対して、計画に定める取組内容等を提示します。また、計画の実施状況について評価し、計画の進行管理を行うとともに、計画の見直しについても検討を行います。

#### 2) 主任推進員

各課等に主任推進員を置き、各課長等がこれにあたります。

主任推進員は計画を推進するため、各課等の取組状況について指導します。また、計画の実施状況について評価し、計画の進行管理を行うとともに、計画の見直しについても検討を行います。

#### 3) 推進員

主任推進員は各課等に推進員を置き、班長がこれにあたり、職場単位で計画を推進します。なお、計画の推進に当たっては、事前に職員と話し合い、その所属等の現状に配慮した取組みを進めます。

#### 4) 計画推進会議

効果的な計画の推進を図るため、各庁舎、施設ごとに計画推進会議を4ヵ月に1回開催し、当該施設に応じた取組みを検討し、職員へ周知します。会議は各庁舎、施設の管理者が招集し、取組状況の点検やその効果等について取りまとめて事務局に報告します。

#### 5) 事務局

事務局は市民福祉部生活環境課に置くこととし、主任推進員に対して取組状況の報告依頼を行い、提出された報告書を取りまとめ、取組状況の点検やその効果等について推進本部に報告します。

また、温室効果ガスの総排出量等の実績について毎年度公表します。

### 3-2. 実施状況の点検・評価

推進員は、各所属における実行計画に基づく取組の実施状況並びに燃料使用量を別紙の点検・評価調査票に記入し、定期的に主任推進員に報告します。

主任推進員は各所属の取組状況の把握に努め、推進員から提出される調査票を取りまとめ事務局へ報告します。

事務局は、提出された点検・評価調査票から、市の組織・施設における全体的な進捗状況を把握するための資料を作成し、推進本部へ報告します。

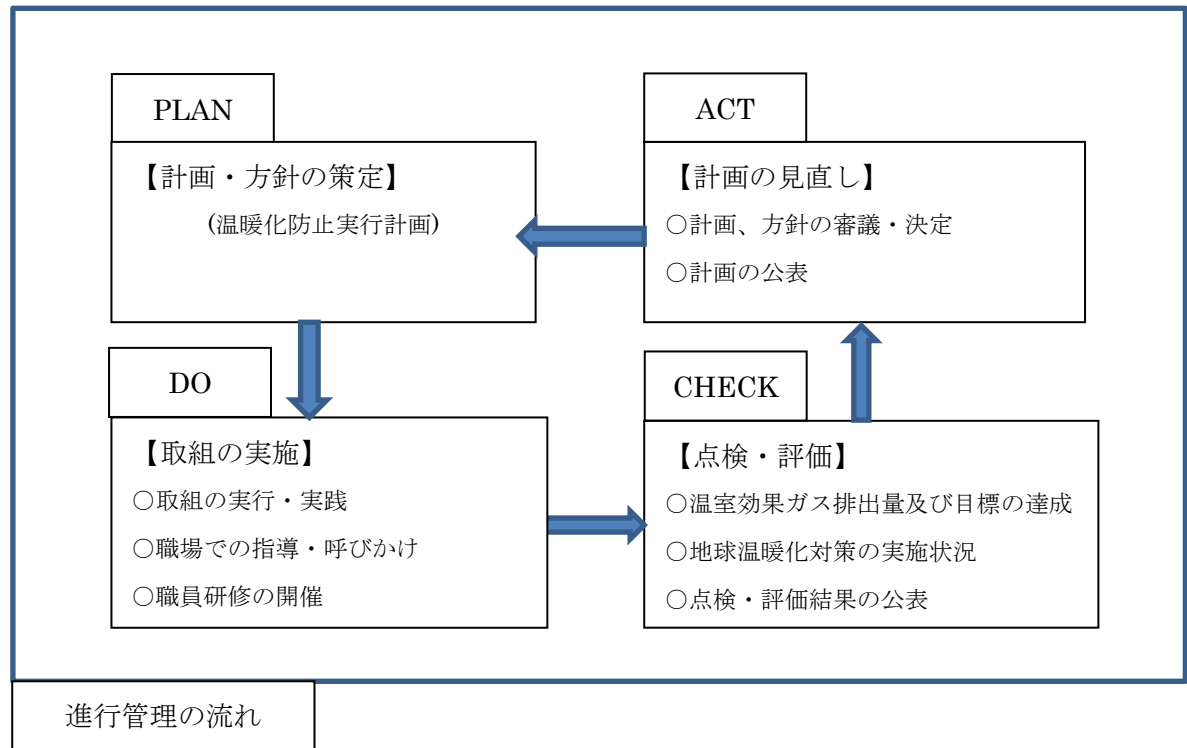
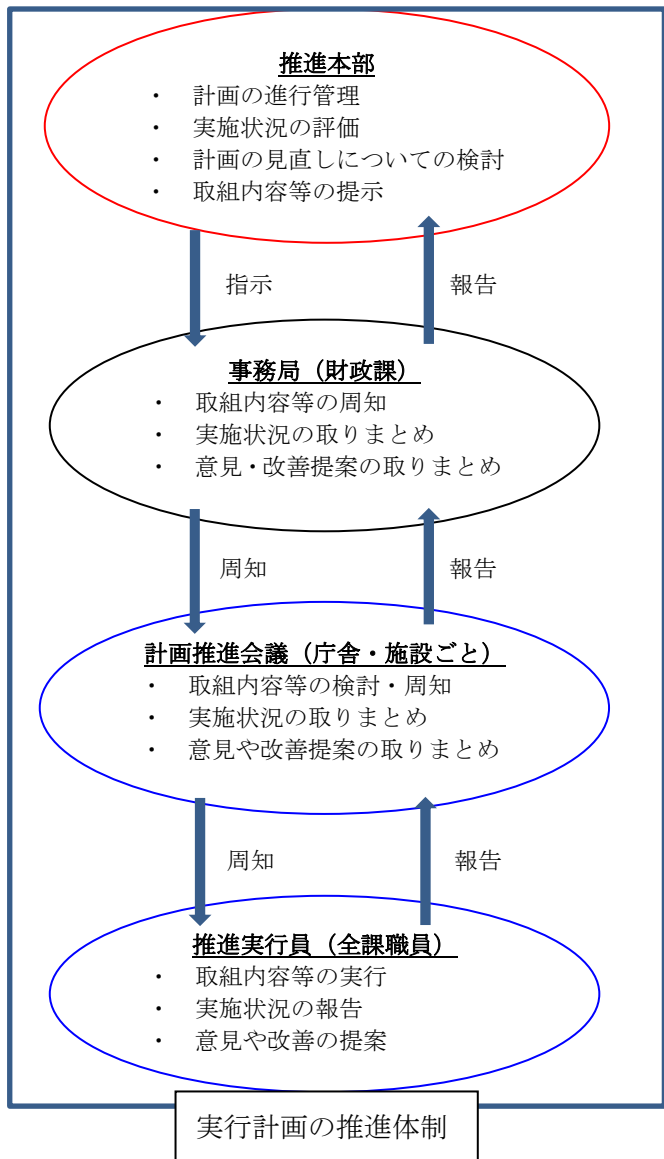
推進本部は、報告された資料により計画の進捗状況を把握するとともに点検・評価し、必要な場合は計画の見直し並びに取り組みの改善指示を行います。

### 3-3. 公表

市の取組状況の点検・評価並びに温室効果ガスの総排出量に関する数値目標とその進捗状況については、市の広報紙並びにホームページにて毎年公表します。

### 3-4. 職員の意識啓発

計画の推進にあたっては、職員一人ひとりが、地球温暖化を防止する担い手として意識を持つことが重要です。環境問題についての認識を深め、また実行計画の推進に資するための研修・情報提供等を行い、意識の向上を図るものとします。





にかほ市地球温暖化防止実行計画推進組織図

